平成２２年（フ）第４９３号
滋賀県甲賀市水口町東名坂237　タウンハウス豊３号室、住民票上の住所京都府城陽市平川中道表28番地の67
債務者　奥村　美樹
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９８号
滋賀県栗東市小野206番地２
債務者　山元　美代
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１４号
大津市神領３丁目２番23号　キューブコート瀬田101
債務者　内田　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９５号
京都府京田辺市三山木善入山11番地の２
債務者　山﨑　万里
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１１号
京都市山科区東野南井ノ上町３番地６
債務者　上田　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５６号
京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字十二23番地
債務者　奥　　高宏
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３０号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町51番地
債務者　岡島　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５４号
京都市右京区嵯峨野秋街道町11番地７
債務者　大八木　茂
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８７号
京都市中京区壬生森町59―１、住民票上の住所京都市中京区壬生高樋町26番地１
債務者　飛岡真須美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
鳥取県米子市諏訪177番地、住民票上の住所鳥取県米子市東倉吉町134番地２金田ビル６F
債務者　潮　　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８０号
鳥取県米子市東山町28番地１コーポ裕201号
債務者　一条　友美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８４号
鳥取県米子市東福原８丁目11番13号
債務者　井上　喜子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３５８号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目16番38号
債務者　本東地　猛
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８９号
広島市西区鈴が峰町40番47―104号
債務者　永橋　成五
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６２号
広島市安佐南区高取南３丁目25番19―102号Ａ棟
債務者　桑野　晴美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１３号
広島市佐伯区利松３丁目30番37―202号　プチホワイト辻Ａ
債務者　木村千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部